

新旧対照表

現 行				
67 建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律に関する手数料				
名称	事務の区分			金額
(1) 建築物エネルギー消費性能確保計画に係る適合性判定申請手数料	建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律（以下この部において「法」という。）第12条第1項又は第13条第2項の規定に基づく建築物エネルギー消費性能確保計画（以下この部において「確保計画」という。）に係る建築物エネルギー消費性能適合性判定（以下この部において「適合性判定」という。）の申請に対する審査	法第32条に規定する認定建築物エネルギー消費性能向上計画（以下この款において「認定計画」という。）に記載された法第29条第3項に規定する他の建築物について当該認定計画における法第2条第2号に規定するエネルギー消費性能を算出する方法（以下この部において「算出方法」という。）と同一の算出方法による場合（（2）の款及び（3）の款において「他の計画記載建築物の場合」という。）	床面積の合計が2,000平方メートル以上5,000平方メートル未満のもの	103,000円
			床面積の合計が5,000平方メートル以上10,000平方メートル未満のもの	151,000円
			床面積の合計が10,000平方メートル以上25,000平方メートル未満のもの	198,000円
			床面積の合計が25,000平方メートル以上50,000平方メートル未満のもの	239,000円
			床面積の合計が50,000平方メートル以上のもの	352,000円
	その他の場合	建築物エネルギー消費性能基準等を定める省令（平成28年経済産業省令・国土交通省令第1号。以下この部において「省令」という。）第1条第1号ロに規定する基準（以下この部において「モデル建物基準」という。）による場合	床面積の合計が2,000平方メートル以上5,000平方メートル未満のもの	264,000円
			床面積の合計が5,000平方メートル以上10,000平方メートル未満のもの	339,000円
			床面積の合計が10,000平方メートル以上25,000平方メートル未満のもの	415,000円
			床面積の合計が25,000平方メートル以上	482,000円

改 正 後				
67 建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律に関する手数料				
名称	事務の区分			金額
(1) 建築物エネルギー消費性能確保計画に係る適合性判定申請手数料	建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律（以下この部において「法」という。）第12条第1項又は第13条第2項の規定に基づく建築物エネルギー消費性能確保計画（以下この部において「確保計画」という。）に係る建築物エネルギー消費性能適合性判定（以下この部において「適合性判定」という。）の申請に対する審査	法第37条に規定する認定建築物エネルギー消費性能向上計画（以下この款において「認定計画」という。）に記載された法第34条第3項に規定する他の建築物について当該認定計画における法第2条第1項第2号に規定するエネルギー消費性能を算出する方法（以下この部において「算出方法」という。）と同一の算出方法による場合（（2）の款及び（3）の款において「他の計画記載建築物の場合」という。）	床面積の合計が300平方メートル以上1,000平方メートル未満のもの	22,000円
			床面積の合計が1,000平方メートル以上2,000平方メートル未満のもの	35,000円
			床面積の合計が2,000平方メートル以上5,000平方メートル未満のもの	103,000円
			床面積の合計が5,000平方メートル以上10,000平方メートル未満のもの	151,000円
			床面積の合計が10,000平方メートル以上25,000平方メートル未満のもの	198,000円
			床面積の合計が25,000平方メートル以上50,000平方メートル未満のもの	239,000円
	その他の場合	建築物エネルギー消費性能基準等を定める省令（平成28年経済産業省令・国土交通省令第1号。以下この部において「省令」という。）第1条第1号ロに規定する基準（以下この部において「モデル建物基準」という。）による場合	床面積の合計が300平方メートル以上1,000平方メートル未満のもの	119,000円（工場、倉庫その他の知事が定める建築物（以下この部において「工場等」という。）の場合にあっては、32,000円）
			床面積の合計が1,000平方メートル以上2,000平方メートル未満のもの	158,000円（工場等の場合にあっては、46,000円）
			床面積の合計が2,000平方メートル以上5,000平方メートル未満のもの	264,000円（工場等の場合にあっては、118,000円）
			床面積の合計が5,000平方メートル以上10,000平方メートル未満のもの	339,000円（工場等の場合にあっては、168,000円）
			床面積の合計が10,000平方メートル以上25,000平方メートル未満のもの	415,000円（工場等の場合にあっては、216,000円）
			床面積の合計が25,000平方メートル以上	482,000円（工場等の場合にあっては、

新旧対照表

現 行						
					50,000平方メートル未満のもの	
					床面積の合計が50,000平方メートル以上のもの	644,000円
				その他の場合		
					床面積の合計が2,000平方メートル以上5,000平方メートル未満のもの	563,000円
					床面積の合計が5,000平方メートル以上10,000平方メートル未満のもの	689,000円
					床面積の合計が10,000平方メートル以上25,000平方メートル未満のもの	823,000円
					床面積の合計が25,000平方メートル以上50,000平方メートル未満のもの	935,000円
					床面積の合計が50,000平方メートル以上のもの	1,187,000円
(2) 変更後の建築物エネルギー消費性能確保計画に係る適合性判定申請手数料	法第12条第2項又は第13条第3項の規定に基づく変更後の確保計画の適合性判定の申請に対する審査	他の計画記載建築物の場合			確保計画に係る非住宅部分（法第11条第1項に規定する非住宅部分をいう。以下この部において同じ。）の変更しようとする部分（以下この款において「変更部分」という。）の床面積（算出方法の変更を伴う場合にあっては、変更後の算出方法で評価する建築物の床面積を含む。以下この款、(3)の款、(5)の款及び(6)の款において同じ。）の合計が300平方メートル未満のもの	12,000円
					<u>変更部分の床面積の合計が300平方メートル以上2,000平方メートル未</u>	<u>35,000円</u>

改 正 後						
					50,000平方メートル未満のもの	<u>ては、260,000円)</u>
					床面積の合計が50,000平方メートル以上のもの	<u>644,000円(工場等の場合にあっては、379,000円)</u>
				その他の場合	<u>床面積の合計が300平方メートル以上1,000平方メートル未満のもの</u>	<u>300,000円(工場等の場合にあっては、37,000円)</u>
					<u>床面積の合計が1,000平方メートル以上2,000平方メートル未満のもの</u>	<u>388,000円(工場等の場合にあっては、51,000円)</u>
					床面積の合計が2,000平方メートル以上5,000平方メートル未満のもの	<u>563,000円(工場等の場合にあっては、125,000円)</u>
					床面積の合計が5,000平方メートル以上10,000平方メートル未満のもの	<u>689,000円(工場等の場合にあっては、175,000円)</u>
					床面積の合計が10,000平方メートル以上25,000平方メートル未満のもの	<u>823,000円(工場等の場合にあっては、224,000円)</u>
					床面積の合計が25,000平方メートル以上50,000平方メートル未満のもの	<u>935,000円(工場等の場合にあっては、270,000円)</u>
					床面積の合計が50,000平方メートル以上のもの	<u>1,187,000円(工場等の場合にあっては、390,000円)</u>
(2) 変更後の建築物エネルギー消費性能確保計画に係る適合性判定申請手数料	法第12条第2項又は第13条第3項の規定に基づく変更後の確保計画の適合性判定の申請に対する審査	他の計画記載建築物の場合			確保計画に係る非住宅部分（法第11条第1項に規定する非住宅部分をいう。以下この部において同じ。）の変更しようとする部分（以下この款において「変更部分」という。）の床面積（算出方法の変更を伴う場合にあっては、変更後の算出方法で評価する建築物の床面積を含む。以下この款、(3)の款、(5)の款及び(6)の款において同じ。）の合計が300平方メートル未満のもの	12,000円

				現 行			
				満のもの			
				変更部分の床面積の合計が <u>2,000平方メートル</u> 以上のもの	変更部分の床面積に 計が2,000平方メートル以上 の款に定める金額に相当する額		
				その他の場合	変更部分の床面積の合計が300平方メートル未満のもの	238,000円（モデル建物基準による場合にあつては、93,000円）	
				変更部分の床面積の合計が <u>300平方メートル以上2,000平方メートル未満のもの</u>	388,000円（モデル建物基準による場合にあつては、158,000円）		
				変更部分の床面積の合計が <u>2,000平方メートル</u> 以上のもの	変更部分の床面積に 計が2,000平方メートル以上 の款に定める金額に相当する額		
(3) 建築物エネルギー消費性能確保計画軽微変更該当証明申請手数料	建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律施行規則（平成28年国土交通省令第5号。以下この部において「施行規則」という。）第11条の規定に基づく確保計画の変更が軽微な変更に該当している旨の証明の申請に対する審査	他の計画記載建築物の場合	確保計画に係る非住宅部分の変更した部分（以下この款において「変更部分」という。）の床面積の合計が300平方メートル未満のもの		12,000円		
			変更部分の床面積の合計が <u>300平方メートル以上2,000平方メートル未満のもの</u>		35,000円		
			変更部分の床面積の合計が <u>2,000平方メートル</u> 以上のもの	変更部分の床面積に 計が2,000平方メートル以上 の款に定める金額に相当する額			
			その他の場合	変更部分の床面積の合計が300平方メートル未満のもの	238,000円（モデル建物基準による場合にあつては、93,000円）		
			変更部分の床面積の合計が <u>300平方メートル以上2,000平方メートル未満のもの</u>	388,000円（モデル建物基準による場合にあつては、158,000円）			
(4) 建築物	法第29条第1項	知事が	住宅部分	一棟の建	床面積の合計が200	6,900円	

改 正 後									
			その他の場合	モデル建物 基準による 場合	変更部分の床面積の合計が <u>300平方メートル以上</u> のもの	変更部分の床面積に応じ、(1)の款に定める金額に相当する額			
					変更部分の床面積の合計が300平方メートル未満のもの	93,000円(工場等の場合にあっては、22,000円)			
					変更部分の床面積の合計が <u>300平方メートル以上</u> のもの	変更部分の床面積に応じ、(1)の款に定める金額に相当する額			
					その他の場合	変更部分の床面積の合計が300平方メートル未満のもの	238,000円(工場等の場合にあっては、26,000円)		
					変更部分の床面積の合計が <u>300平方メートル以上</u> のもの	変更部分の床面積に応じ、(1)の款に定める金額に相当する額			
(3) 建築物エネルギー消費性能確保計画軽微変更該当証明申請手数料	建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律施行規則(平成28年国土交通省令第5号。以下この部において「施行規則」という。)第11条の規定に基づく確保計画の変更が軽微な変更に該当している旨の証明の申請に対する審査	他の計画記載建築物の場合		モデル建物 基準による 場合	確保計画に係る非住宅部分の変更した部分(以下この款において「変更部分」という。)の床面積の合計が300平方メートル未満のもの	12,000円			
					変更部分の床面積の合計が <u>300平方メートル以上</u> のもの	変更部分の床面積に応じ、(1)の款に定める金額に相当する額			
					変更部分の床面積の合計が300平方メートル未満のもの	93,000円(工場等の場合にあっては、22,000円)			
					変更部分の床面積の合計が <u>300平方メートル以上</u> のもの	変更部分の床面積に応じ、(1)の款に定める金額に相当する額			
					その他の場合	変更部分の床面積の合計が300平方メートル未満のもの	238,000円(工場等の場合にあっては、26,000円)		
				その他の場合	変更部分の床面積の合計が <u>300平方メートル以上</u> のもの	変更部分の床面積に応じ、(1)の款に定める金額に相当する額			
					変更部分の床面積の合計が300平方メートル未満のもの	変更部分の床面積に応じ、(1)の款に定める金額に相当する額			
(4) 建築物	法第34条第	知事	住宅部分	一棟の建	床面積の合計が200	6,900円			

新旧対照表

現 行						
物エネルギー消費性能向上計画認定申請手数料	<u>1項</u> の規定に基づく建築物エネルギー消費性能向上計画（以下この部において「性能向上計画」という。）の認定の申請に対する審査	定める機関により作成された <u>法第30条第1項第1号</u> に規定する基準に適合する性能向上計画であると認める旨の書類その他の知事が定める書類が添付されている場合	（法第11条第1項に規定する住宅部分をいう。以下この部において同じ。）のみを有する建築物（以下この部において「住宅建築物」という。）に係る性能向上計画である場合	建築物で住戸の数が1の住宅（以下この部において「一戸建ての住宅」という。）の場合	平方メートル未満のもの	
				一戸建ての住宅以外の場合	床面積の合計が200平方メートル以上	7,400円
					床面積の合計が300平方メートル未満のもの	12,000円
					床面積の合計が300平方メートル以上2,000平方メートル未満のもの	28,000円
					床面積の合計が2,000平方メートル以上5,000平方メートル未満のもの	66,000円
					床面積の合計が5,000平方メートル以上10,000平方メートル未満のもの	103,000円
					床面積の合計が10,000平方メートル以上25,000平方メートル未満のもの	165,000円
					床面積の合計が25,000平方メートル以上50,000平方メートル未満のもの	234,000円
			住宅建築物以外の建築物に係る性能向上計画である場合	住宅部分	床面積の合計が50,000平方メートル以上のもの	368,000円
					床面積の合計が300平方メートル未満のもの	12,000円
					床面積の合計が300平方メートル以上2,000平方メートル未満のもの	28,000円
					床面積の合計が2,000平方メートル以上5,000平方メートル未満のもの	66,000円
					床面積の合計が5,000平方メートル以上10,000平方メ	103,000円

改 正 後						
物エネルギー消費性能向上計画認定申請手数料	<u>1項</u> の規定に基づく建築物エネルギー消費性能向上計画（以下この部において「性能向上計画」という。）の認定の申請に対する審査	定める機関により作成された <u>法第35条第1項第1号</u> に規定する基準に適合する性能向上計画であると認める旨の書類その他の知事が定める書類が添付されている場合	（法第11条第1項に規定する住宅部分をいう。以下この部において同じ。）のみを有する建築物（以下この部において「住宅建築物」という。）に係る性能向上計画である場合	建築物で住戸の数が1の住宅（以下この部において「一戸建ての住宅」という。）の場合	平方メートル未満のもの	
				一戸建ての住宅以外の場合	床面積の合計が200平方メートル以上	7,400円
					床面積の合計が300平方メートル未満のもの	12,000円
					床面積の合計が300平方メートル以上2,000平方メートル未満のもの	28,000円
					床面積の合計が2,000平方メートル以上5,000平方メートル未満のもの	66,000円
					床面積の合計が5,000平方メートル以上10,000平方メートル未満のもの	103,000円
					床面積の合計が10,000平方メートル以上25,000平方メートル未満のもの	165,000円
					床面積の合計が25,000平方メートル以上50,000平方メートル未満のもの	234,000円
			住宅建築物以外の建築物に係る性能向上計画である場合	住宅部分	床面積の合計が50,000平方メートル以上のもの	368,000円
					床面積の合計が300平方メートル未満のもの	12,000円
					床面積の合計が300平方メートル以上2,000平方メートル未満のもの	28,000円
					床面積の合計が2,000平方メートル以上5,000平方メートル未満のもの	66,000円
					床面積の合計が5,000平方メートル以上10,000平方メ	103,000円

新旧对照表

[illegible]

改正後

改 正 後						
					一トール未満のもの	
					床面積の合計が10,000平方メートル以上25,000平方メートル未満のもの	165,000円
					床面積の合計が25,000平方メートル以上50,000平方メートル未満のもの	234,000円
					床面積の合計が50,000平方メートル以上のもの	368,000円
				非住宅部分	床面積の合計が300平方メートル未満のもの	12,000円
					<u>床面積の合計が300平方メートル以上1,000平方メートル未満のもの</u>	<u>22,000円</u>
					床面積の合計が <u>1,000平方メートル</u> 以上2,000平方メートル未満のもの	35,000円
					床面積の合計が2,000平方メートル以上5,000平方メートル未満のもの	103,000円
					床面積の合計が5,000平方メートル以上10,000平方メートル未満のもの	151,000円
					床面積の合計が10,000平方メートル以上25,000平方メートル未満のもの	198,000円
					床面積の合計が25,000平方メートル以上50,000平方メートル未満のもの	239,000円
					床面積の合計が50,000平方メートル以上のもの	352,000円
	その他の場合	住宅建築物に係る性能向上計画である場合	一戸建ての住宅の場合		床面積の合計が200平方メートル未満のもの	37,000円
					床面積の合計が200平方メートル以上のもの	42,000円

新旧対照表

現 行							
					一戸建て の住宅以 外の住宅 の場合	床面積の合計が300 平方メートル未満 のもの	74,000円
						床面積の合計が300 平方メートル以上 2,000平方メートル 未満のもの	126,000円
						床面積の合計が 2,000平方メートル 以上5,000平方メー トル未満のもの	222,000円
						床面積の合計が 5,000平方メートル 以上10,000平方メ ートル未満のもの	310,000円
						床面積の合計が 10,000平方メー トル以上25,000平方 メートル未満のも の	604,000円
						床面積の合計が 25,000平方メー トル以上50,000平方 メートル未満のも の	1,045,000円
						床面積の合計が 50,000平方メー トル以上のもの	1,923,000円
				住宅建築 物以外の 建築物に 係る性能 向上計画 である場 合	住宅部分	床面積の合計が300 平方メートル未満 のもの	74,000円
						床面積の合計が300 平方メートル以上 2,000平方メートル 未満のもの	126,000円
						床面積の合計が 2,000平方メートル 以上5,000平方メー トル未満のもの	222,000円
						床面積の合計が 5,000平方メートル 以上10,000平方メ ートル未満のもの	310,000円
						床面積の合計が 10,000平方メー トル以上25,000平方 メートル未満のも の	604,000円
						床面積の合計が 25,000平方メー トル以上50,000平方 メートル未満のも	1,045,000円

改 正 後							
					一戸建て の住宅以 外の住宅 の場合	床面積の合計が300 平方メートル未満 のもの	74,000円
						床面積の合計が300 平方メートル以上 2,000平方メートル 未満のもの	126,000円
						床面積の合計が 2,000平方メートル 以上5,000平方メー トル未満のもの	222,000円
						床面積の合計が 5,000平方メートル 以上10,000平方メ ートル未満のもの	310,000円
						床面積の合計が 10,000平方メー トル以上25,000平方 メートル未満のも の	604,000円
						床面積の合計が 25,000平方メー トル以上50,000平方 メートル未満のも の	1,045,000円
						床面積の合計が 50,000平方メー トル以上のもの	1,923,000円
				住宅建築 物以外の 建築物に 係る性能 向上計画 である場 合	住宅部分	床面積の合計が300 平方メートル未満 のもの	74,000円
						床面積の合計が300 平方メートル以上 2,000平方メートル 未満のもの	126,000円
						床面積の合計が 2,000平方メートル 以上5,000平方メー トル未満のもの	222,000円
						床面積の合計が 5,000平方メートル 以上10,000平方メ ートル未満のもの	310,000円
						床面積の合計が 10,000平方メー トル以上25,000平方 メートル未満のも の	604,000円
						床面積の合計が 25,000平方メー トル以上50,000平方 メートル未満のも	1,045,000円

新旧対照表

現 行							
						の	
						床面積の合計が50,000平方メートル以上のもの	1,923,000円
						非住宅部分 省令第10条第1号イ(2)及びロ(2)に規定する基準による場合	93,000円
						床面積の合計が300平方メートル未満のもの	
						床面積の合計が300平方メートル以上2,000平方メートル未満のもの	158,000円
						床面積の合計が2,000平方メートル以上5,000平方メートル未満のもの	264,000円
						床面積の合計が5,000平方メートル以上10,000平方メートル未満のもの	339,000円
						床面積の合計が10,000平方メートル以上25,000平	415,000円

改 正 後

改 正 後							
						の	
						床面積の合計が50,000平方メートル以上のもの	1,923,000円
						非住宅部分 省令第10条第1号イ(2)及びロ(2)に規定する基準による場合	93,000円
						床面積の合計が300平方メートル未満のもの	
						床面積の合計が300平方メートル以上1,000平方メートル未満のもの	<u>119,000円</u>
						床面積の合計が1,000平方メートル以上2,000平方メートル未満のもの	158,000円
						床面積の合計が2,000平方メートル以上5,000平方メートル未満のもの	264,000円
						床面積の合計が5,000平方メートル以上10,000平方メートル未満のもの	339,000円
						床面積の合計が10,000平方メートル以上25,000平	415,000円

現 行	
	方メートル未満のもの
	床面積の合 計 が 25,000 平方メートル 以 上 50,000 平方メートル未満のもの
	床面積の合 計 が 50,000 平方メートル以上のもの
その他の場合	床面積の合 計 が 300 平方メートル未満のもの
	床面積の合 計 が <u>300 平方メートル</u> 以 上 2,000 平方メートル未満のもの
	床面積の合 計 が 2,000 平方メートル 以 上 5,000 平方メートル未満のもの
	床面積の

改正後									
							方メートル未満のもの		
							床面積の合計が25,000平方メートル以上50,000平方メートル未満のもの	482,000円	
							床面積の合計が50,000平方メートル以上のもの	644,000円	
						その他の場合	床面積の合計が300平方メートル未満のもの	238,000円	
							<u>床面積の合計が300平方メートル以上1,000平方メートル未満のもの</u>	<u>300,000円</u>	
							床面積の合計が <u>1,000平方メートル以上</u> 2,000平方メートル未満のもの	388,000円	
							床面積の合計が2,000平方メートル以上5,000平方メートル未満のもの	563,000円	
							床面積の	689,000円	

新旧対照表

現 行								
							合 計 が 5,000 平 方メート ル 以 上 10,000 平 方メート ル未満の もの	
							床面積の 合 計 が 10,000 平 方メート ル 以 上 25,000 平 方メート ル未満の もの	823,000円
							床面積の 合 計 が 25,000 平 方メート ル 以 上 50,000 平 方メート ル未満の もの	935,000円
							床面積の 合 計 が 50,000 平 方メート ル以上の もの	1,187,000円
(5) 建 築 物エネル ギー消費 性能向上 計画変更 認定申請 手数料	法第31条第 1 項の規定に基づく性能向上計画の変更の認定の申 請に対する審査						性能向上計画に 係る建築物の変 更しようとする 部分の床面積に 応じ、(4)の款 に定める金額に 相当する額	
(6) 建 築 物エネル ギー消費 性能向上 計画軽微 変更該当 証明申請 手数料	施行規則第29条の規定に基づく性能向上計画の変更が軽微な変 更に該当している旨の証明の申請に対する審査						性能向上計画に 係る建築物の変 更した部分の床 面積に応じ、 (4)の款に定め る金額に相当す る額	
(7) 建 築 物エネル ギー消費 性能基準 適合認定	法第36条第 1 項の規定 に基づく建 築物エネル ギー消費性	知 事 が 定 め る 機 関 に よ り 作 成 さ れ	住 宅 建 築 物に係る 基準適合 認定申請 である場	一戸建て の住宅の 場合	床面積の合計が200 平方メートル未満 のもの		6,900円	
					床面積の合計が200 平方メートル以上		7,400円	

改 正 後								
							合 計 が 5,000 平 方メート ル 以 上 10,000 平 方メート ル未満の もの	
							床面積の 合 計 が 10,000 平 方メート ル 以 上 25,000 平 方メート ル未満の もの	823,000円
							床面積の 合 計 が 25,000 平 方メート ル 以 上 50,000 平 方メート ル未満の もの	935,000円
							床面積の 合 計 が 50,000 平 方メート ル以上の もの	1,187,000円
(5) 建 築 物エネル ギー消費 性能向上 計画変更 認定申請 手数料	法第36条第 1 項の規定に基づく性能向上計画の変更の認定の申請に対する審査					性能向上計画に係る建築物の変更しようとする部分の床面積に応じ、(4)の款に定める金額に相当する額		
(6) 建 築 物エネル ギー消費 性能向上 計画軽微 変更該当 証明申請 手数料	施行規則第29条の規定に基づく性能向上計画の変更が軽微な変更に該当している旨の証明の申請に対する審査					性能向上計画に係る建築物の変更した部分の床面積に応じ、(4)の款に定める金額に相当する額		
(7) 建 築 物エネル ギー消費 性能基準 適合認定	法第41条第 1 項の規定に基づく建築物エネルギー消費性	知 事 が 定 め る 機 関 に よ り 作 成 さ れ	住 宅 建 築 物に係る 基準適合 認定申請 である場	一戸建て の住宅の 場合	床面積の合計が200平方メートル未満のもの	6,900円		
					床面積の合計が200平方メートル以上	7,400円		

新旧対照表

現 行									
申請手数料	能基準に適合している旨の認定の申請（以下この部において「基準適合認定申請」という。）に対する審査	た法第2条第3号に規定する建築物エネルギー消費性能基準に適合する建築物であると認める旨の書類その他の知事が定める書類が添付されている場合	合	一戸建ての住宅以外の場合	のもの				
					床面積の合計が300平方メートル未満のもの	12,000円			
					床面積の合計が300平方メートル以上2,000平方メートル未満のもの	28,000円			
					床面積の合計が2,000平方メートル以上5,000平方メートル未満のもの	66,000円			
					床面積の合計が5,000平方メートル以上10,000平方メートル未満のもの	103,000円			
					床面積の合計が10,000平方メートル以上25,000平方メートル未満のもの	165,000円			
					床面積の合計が25,000平方メートル以上50,000平方メートル未満のもの	234,000円			
					床面積の合計が50,000平方メートル以上のもの	368,000円			
			住宅建築物以外の建築物に係る基準適合認定申請である場合	住宅部分	床面積の合計が300平方メートル未満のもの	12,000円			
					床面積の合計が300平方メートル以上2,000平方メートル未満のもの	28,000円			
					床面積の合計が2,000平方メートル以上5,000平方メートル未満のもの	66,000円			
					床面積の合計が5,000平方メートル以上10,000平方メートル未満のもの	103,000円			
					床面積の合計が10,000平方メートル以上25,000平方メートル未満のもの	165,000円			
					床面積の合計が25,000平方メートル以上50,000平方	234,000円			

改 正 後									
申請手数料	能基準に適合している旨の認定の申請（以下この部において「基準適合認定申請」という。）に対する審査	た法第2条第1項第3号に規定する建築物エネルギー消費性能基準に適合する建築物であると認める旨の書類その他の知事が定める書類が添付されている場合	合	一戸建ての住宅以外の場合	のもの				
					床面積の合計が300平方メートル未満のもの	12,000円			
					床面積の合計が300平方メートル以上2,000平方メートル未満のもの	28,000円			
					床面積の合計が2,000平方メートル以上5,000平方メートル未満のもの	66,000円			
					床面積の合計が5,000平方メートル以上10,000平方メートル未満のもの	103,000円			
					床面積の合計が10,000平方メートル以上25,000平方メートル未満のもの	165,000円			
					床面積の合計が25,000平方メートル以上50,000平方メートル未満のもの	234,000円			
					床面積の合計が50,000平方メートル以上のもの	368,000円			
			住宅建築物以外の建築物に係る基準適合認定申請である場合	住宅部分	床面積の合計が300平方メートル未満のもの	12,000円			
					床面積の合計が300平方メートル以上2,000平方メートル未満のもの	28,000円			
					床面積の合計が2,000平方メートル以上5,000平方メートル未満のもの	66,000円			
					床面積の合計が5,000平方メートル以上10,000平方メートル未満のもの	103,000円			
					床面積の合計が10,000平方メートル以上25,000平方メートル未満のもの	165,000円			
					床面積の合計が25,000平方メートル以上50,000平方	234,000円			

新旧対照表

現 行							
						メートル未満のもの	
						床面積の合計が50,000平方メートル以上のもの	368,000円
					非住宅部分	床面積の合計が300平方メートル未満のもの	12,000円
						床面積の合計が <u>300平方メートル以上</u> 2,000平方メートル未満のもの	35,000円
						床面積の合計が2,000平方メートル以上5,000平方メートル未満のもの	103,000円
						床面積の合計が5,000平方メートル以上10,000平方メートル未満のもの	151,000円
						床面積の合計が10,000平方メートル以上25,000平方メートル未満のもの	198,000円
						床面積の合計が25,000平方メートル以上50,000平方メートル未満のもの	239,000円
						床面積の合計が50,000平方メートル以上のもの	352,000円
		その他の場合	住宅建築物に係る基準適合認定申請である場合	一戸建ての住宅の場合	省令第1条第1項第2号イ(2)(i)及びロ(2)に規定する基準(以下この部において「モデル住宅基準」という。)又は同号イ	床面積の合計が200平方メートル未満のもの	20,000円
						床面積の合計が200平方メートル以上のもの	22,000円

改 正 後							
						メートル未満のもの	
						床面積の合計が50,000平方メートル以上のもの	368,000円
					非住宅部分	床面積の合計が300平方メートル未満のもの	12,000円
						<u>床面積の合計が300平方メートル以上1,000平方メートル未満のもの</u>	<u>22,000円</u>
						床面積の合計が <u>1,000平方メートル</u> 以上2,000平方メートル未満のもの	35,000円
						床面積の合計が2,000平方メートル以上5,000平方メートル未満のもの	103,000円
						床面積の合計が5,000平方メートル以上10,000平方メートル未満のもの	151,000円
						床面積の合計が10,000平方メートル以上25,000平方メートル未満のもの	198,000円
						床面積の合計が25,000平方メートル以上50,000平方メートル未満のもの	239,000円
						床面積の合計が50,000平方メートル以上のもの	352,000円
		その他の場合	住宅建築物に係る基準適合認定申請である場合	一戸建ての住宅の場合	省令第1条第1項第2号イ(2)(i)及びロ(2)に規定する基準(以下この部において「モデル住宅基準」という。)又は同号イ	床面積の合計が200平方メートル未満のもの	20,000円
						床面積の合計が200平方メートル以上のもの	22,000円

新旧対照表

現 行									
						(3)及び ロ(3)に 規定する 基準（以 下この部 において 「仕様基 準」とい う。）に よる場 合			
						その他の 場合	床面積の 合 計 が 200 平 方 メートル 未満のも の	37,000円	
							床面積の 合 計 が 200 平 方 メートル 以上のも の	42,000円	
					一戸建て の住宅以 外の住宅 の場合	全ての住 戸が省令 第1条第 1項第2 号イ(2) (ii) 及 びロ(2) に規定す る 基 準 (以下こ の部にお いて「モ デル共同 住 宅 基 準」とい う。)又は 仕様基準 による場 合	床面積の 合 計 が 300 平 方 メートル 未満のも の	37,000円	
							床面積の 合 計 が 300 平 方 メートル 以 上 2,000 平 方メートル 未満のもの	66,000円	
							床面積の 合 計 が 2,000 平 方メートル 以 上 5,000 平 方メートル 未満のもの	126,000円	
							床面積の 合 計 が 5,000 平 方メートル 以 上 10,000 平	181,000円	

改 正 後									
						(3)及び ロ(3)に 規定する 基準（以 下この部 において 「仕様基 準」とい う。）に よる場 合			
						その他の 場合	床面積の 合 計 が 200 平 方 メートル 未満のも の	37,000円	
							床面積の 合 計 が 200 平 方 メートル 以上のも の	42,000円	
					一戸建て の住宅以 外の住宅 の場合	全ての住 戸が省令 第1条第 1項第2 号イ(2) (ii) 及 びロ(2) に規定す る 基 準 (以下こ の部にお いて「モ デル共同 住 宅 基 準」とい う。)又は 仕様基準 による場 合	床面積の 合 計 が 300 平 方 メートル 未満のも の	37,000円	
							床面積の 合 計 が 300 平 方 メートル 以 上 2,000 平 方メートル 未満のもの	66,000円	
							床面積の 合 計 が 2,000 平 方メートル 以 上 5,000 平 方メートル 未満のもの	126,000円	
							床面積の 合 計 が 5,000 平 方メートル 以 上 10,000 平	181,000円	

新旧対照表

現 行									
							方メートル未満のもの		
							床面積の合計が10,000平方メートル以上25,000平方メートル未満のもの	328,000円	
							床面積の合計が25,000平方メートル以上50,000平方メートル未満のもの	533,000円	
							床面積の合計が50,000平方メートル以上のもの	940,000円	
						その他の場合	床面積の合計が300平方メートル未満のもの	74,000円	
							床面積の合計が300平方メートル以上2,000平方メートル未満のもの	126,000円	
							床面積の合計が2,000平方メートル以上5,000平方メートル未満のもの	222,000円	
							床面積の	310,000円	

改 正 後

改 正 後									
							方メートル未満のもの		
							床面積の合計が10,000平方メートル以上25,000平方メートル未満のもの	328,000円	
							床面積の合計が25,000平方メートル以上50,000平方メートル未満のもの	533,000円	
							床面積の合計が50,000平方メートル以上のもの	940,000円	
						その他の場合	床面積の合計が300平方メートル未満のもの	74,000円	
							床面積の合計が300平方メートル以上2,000平方メートル未満のもの	126,000円	
							床面積の合計が2,000平方メートル以上5,000平方メートル未満のもの	222,000円	
							床面積の	310,000円	

新旧対照表

現 行								
							合 計 が 5,000 平 方メート ル 以 上 10,000 平 方メート ル未満の もの	
							床面積の 合 計 が 10,000 平 方メート ル 以 上 25,000 平 方メート ル未満の もの	604,000円
							床面積の 合 計 が 25,000 平 方メート ル 以 上 50,000 平 方メート ル未満の もの	1,045,000円
							床面積の 合 計 が 50,000 平 方メート ル以上の もの	1,923,000円
				住宅建築 物以外の 建築物に 係る基準 適合認定 申請であ る場合	住宅部分	全ての住 戸がモデ ル住宅基 準、モデ ル共同住 宅基準又 は仕様基 準による 場合	床面積の 合 計 が 300 平 方 メートル 未満のも の	37,000円
							床面積の 合 計 が 300 平 方 メートル 以 上 2,000 平 方メート ル未満の もの	66,000円
							床面積の 合 計 が 2,000 平 方メート ル 以 上	126,000円

改 正 後								
							合 計 が 5,000 平 方メート ル 以 上 10,000 平 方メート ル未満の もの	
							床面積の 合 計 が 10,000 平 方メート ル 以 上 25,000 平 方メート ル未満の もの	604,000円
							床面積の 合 計 が 25,000 平 方メート ル 以 上 50,000 平 方メート ル未満の もの	1,045,000円
							床面積の 合 計 が 50,000 平 方メート ル以上の もの	1,923,000円
				住宅建築 物以外の 建築物に 係る基準 適合認定 申請であ る場合	住宅部分	全ての住 戸がモデ ル住宅基 準、モデ ル共同住 宅基準又 は仕様基 準による 場合	床面積の 合 計 が 300 平 方 メートル 未満のも の	37,000円
							床面積の 合 計 が 300 平 方 メートル 以 上 2,000 平 方メート ル未満の もの	66,000円
							床面積の 合 計 が 2,000 平 方メート ル 以 上	126,000円

新旧対照表									
現 行									
							5,000 平方メートル未満のもの		
							床面積の合計が5,000平方メートル以上10,000平方メートル未満のもの	181,000円	
							床面積の合計が10,000平方メートル以上25,000平方メートル未満のもの	328,000円	
							床面積の合計が25,000平方メートル以上50,000平方メートル未満のもの	533,000円	
							床面積の合計が50,000平方メートル以上のもの	940,000円	
						その他の場合	床面積の合計が300平方メートル未満のもの	74,000円	
							床面積の合計が300平方メートル以上2,000平方メートル未満のもの	126,000円	

改 正 後									
							5,000 平方メートル未満のもの		
							床面積の合計が5,000平方メートル以上10,000平方メートル未満のもの	181,000円	
							床面積の合計が10,000平方メートル以上25,000平方メートル未満のもの	328,000円	
							床面積の合計が25,000平方メートル以上50,000平方メートル未満のもの	533,000円	
							床面積の合計が50,000平方メートル以上のもの	940,000円	
						その他の場合	床面積の合計が300平方メートル未満のもの	74,000円	
							床面積の合計が300平方メートル以上2,000平方メートル未満のもの	126,000円	

新旧対照表

現 行								
						床面積の合 計 が 2,000 平方メートル 以 上 5,000 平方メートル未満のもの	222,000円	
						床面積の合 計 が 5,000 平方メートル 以 上 10,000 平方メートル未満のもの	310,000円	
						床面積の合 計 が 10,000 平方メートル 以 上 25,000 平方メートル未満のもの	604,000円	
						床面積の合 計 が 25,000 平方メートル 以 上 50,000 平方メートル未満のもの	1,045,000円	
						床面積の合 計 が 50,000 平方メートル以上のもの	1,923,000円	
				非住宅部分	モデル建物基準による場合	床面積の合 計 が 300 平方メートル未満のもの	93,000円	

改 正 後

							床面積の合 計 が 2,000 平方メートル 以 上 5,000 平方メートル未満のもの	222,000円	
							床面積の合 計 が 5,000 平方メートル 以 上 10,000 平方メートル未満のもの	310,000円	
							床面積の合 計 が 10,000 平方メートル 以 上 25,000 平方メートル未満のもの	604,000円	
							床面積の合 計 が 25,000 平方メートル 以 上 50,000 平方メートル未満のもの	1,045,000円	
							床面積の合 計 が 50,000 平方メートル以上のもの	1,923,000円	
				非住宅部分	モデル建物基準による場合	床面積の合 計 が 300 平方メートル未満のもの	93,000円		
						<u>床面積の合 計 が 300 平方メートル</u>	<u>119,000円</u>		

新旧対照表									
現 行									
							床面積の 合 計 が <u>300 平方 メートル</u> 以 上 2,000 平 方メート ル未満の もの	158,000円	
							床面積の 合 計 が 2,000 平 方メート ル 以 上 5,000 平 方メート ル未満の もの	264,000円	
							床面積の 合 計 が 5,000 平 方メート ル 以 上 10,000 平 方メート ル未満の もの	339,000円	
							床面積の 合 計 が 10,000 平 方メート ル 以 上 25,000 平 方メート ル未満の もの	415,000円	
							床面積の 合 計 が 25,000 平 方メート ル 以 上 50,000 平 方メート ル未満の もの	482,000円	
							床面積の 合 計 が	644,000円	

改 正 後									
							<u>以 上 1,000 平 方メート ル未満の もの</u>		
							床面積の 合 計 が <u>1,000 平 方メート ル 以 上</u> 2,000 平 方メート ル未満の もの	158,000円	
							床面積の 合 計 が 2,000 平 方メート ル 以 上 5,000 平 方メート ル未満の もの	264,000円	
							床面積の 合 計 が 5,000 平 方メート ル 以 上 10,000 平 方メート ル未満の もの	339,000円	
							床面積の 合 計 が 10,000 平 方メート ル 以 上 25,000 平 方メート ル未満の もの	415,000円	
							床面積の 合 計 が 25,000 平 方メート ル 以 上 50,000 平 方メート ル未満の もの	482,000円	
							床面積の 合 計 が	644,000円	

新旧対照表								
現 行								
							50,000 平方メートル以上のもの	
						その他の場合	床面積の合 計 が 300 平方メートル未満のもの	238,000円
							床面積の合 計 が <u>300 平方メートル</u> 以上 2,000 平方メートル未満のもの	388,000円
							床面積の合 計 が 2,000 平方メートル 以上 5,000 平方メートル未満のもの	563,000円
							床面積の合 計 が 5,000 平方メートル 以上 10,000 平方メートル未満のもの	689,000円
							床面積の合 計 が 10,000 平方メートル 以上 25,000 平	823,000円

改 正 後									
							50,000 平方メートル以上のもの		
						その他の場合	床面積の合 計 が 300 平方メートル未満のもの	238,000円	
							<u>床面積の合 計 が 300 平方メートル以上 1,000 平方メートル未満のもの</u>	<u>300,000円</u>	
							床面積の合 計 が <u>1,000 平方メートル</u> 以上 2,000 平方メートル未満のもの	388,000円	
							床面積の合 計 が 2,000 平方メートル 以上 5,000 平方メートル未満のもの	563,000円	
							床面積の合 計 が 5,000 平方メートル 以上 10,000 平方メートル未満のもの	689,000円	
							床面積の合 計 が 10,000 平方メートル 以上 25,000 平	823,000円	

現 行							
						方メートル未満のもの	
						床面積の合計が25,000平方メートル以上50,000平方メートル未満のもの	935,000円
						床面積の合計が50,000平方メートル以上のもの	1,187,000円

備考 1 法第29条第1項の規定に基づく認定の申請又は法第31条第1項の規定に基づく変更の認定の申請に係る性能向上計画に法第29条第3項各号に掲げる事項が記載されている場合における建築物エネルギー消費性能向上計画認定申請手数料又は建築物エネルギー消費性能向上計画変更認定申請手数料の額は、当該性能向上計画に記載された建築物ごとに(4)の款に定める区分に応じて算出した金額の合計額とする。

2 性能向上計画の認定の申請に法第30条第2項の規定による申出が含まれる場合又は性能向上計画の変更の認定の申請に法第31条第2項において準用する法第30条第2項の規定による申出が含まれる場合における建築物エネルギー消費性能向上計画認定申請手数料又は建築物エネルギー消費性能向上計画変更認定申請手数料の額は、21の部(1)の款に掲げる建築物に関する確認申請又は計画通知手数料の金額に相当する額(次の(1)及び(2)に掲げる場合にあつては、当該額にそれぞれ次の(1)及び(2)に掲げる額を加算した額)を加算した額とする。

(1) 性能向上計画に建築基準法第87条の4に規定する建築設備に係る部分が含まれる場合 当該建築設備に係る21の部(2)の款に掲げる建築設備に関する確認申請又は計画通知手数料の金額に相当する額

(2) 性能向上計画に建築基準法第88条第1項に規定する工作物に係る部分が含まれる場合 当該工作物に係る21の部(3)の款に掲げる工作物に関する確認申請又は計画通知手数料の金額に相当する額

68・69 (略)

改 正 後							
						方メートル未満のもの	
						床面積の合計が25,000平方メートル以上50,000平方メートル未満のもの	935,000円
						床面積の合計が50,000平方メートル以上のもの	1,187,000円

備考 1 法第34条第1項の規定に基づく認定の申請又は法第36条第1項の規定に基づく変更の認定の申請に係る性能向上計画に法第34条第3項各号に掲げる事項が記載されている場合における建築物エネルギー消費性能向上計画認定申請手数料又は建築物エネルギー消費性能向上計画変更認定申請手数料の額は、当該性能向上計画に記載された建築物ごとに(4)の款に定める区分に応じて算出した金額の合計額とする。

2 性能向上計画の認定の申請に法第35条第2項の規定による申出が含まれる場合又は性能向上計画の変更の認定の申請に法第36条第2項において準用する法第35条第2項の規定による申出が含まれる場合における建築物エネルギー消費性能向上計画認定申請手数料又は建築物エネルギー消費性能向上計画変更認定申請手数料の額は、21の部(1)の款に掲げる建築物に関する確認申請又は計画通知手数料の金額に相当する額(次の(1)及び(2)に掲げる場合にあっては、当該額にそれぞれ次の(1)及び(2)に掲げる額を加算した額)を加算した額とする。

(1) 性能向上計画に建築基準法第87条の4に規定する建築設備に係る部分が含まれる場合 当該建築設備に係る21の部(2)の款に掲げる建築設備に関する確認申請又は計画通知手数料の金額に相当する額

(2) 性能向上計画に建築基準法第88条第1項に規定する工作物に係る部分が含まれる場合 当該工作物に係る21の部(3)の款に掲げる工作物に関する確認申請又は計画通知手数料の金額に相当する額

68・69 (略)